

○日立市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

平成27年3月31日

告示第42号

改正 平成30年12月26日告示第127号

令和3年3月26日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定に係る申請者の要件)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業の指定に係る申請を行うことができる者は、法人とする。

(指定の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項及び法第115条の45の6の規定による申請は、指定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた第1号事業者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定の有効期間)

第4条 法第115条の45の3第1項の指定は、6年ごとに第115条の45の6第1項の規定による更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した第1号事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設にあっては、当該施設を含む。)の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (4) 事業所(第1号通所事業を行う指定事業者(次条において「指定第1号通所事業者」という。)にあっては、当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示したもの。)及び設備の概要
- (5) 利用者の推定数(第1号訪問事業を行う指定事業者に限る。)
- (6) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者(第1号訪問事業を行

う指定事業者に限る。)の氏名、生年月日、住所及び経歴

(7) 運営規程

- 2 指定事業者は、第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書(様式第2号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては、廃止・休止・再開届出書(様式第3号)により行うものとする。

(平30告示127・一部改正)

(宿泊サービスの開始等の届出)

第6条 指定第1号通所事業者は、当該事業所の設備を利用し、利用者に対し夜間及び深夜に当該指定に係るサービス以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合は、その宿泊サービスの内容を当該宿泊サービスの提供を開始する前に、市長に届け出なければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、前項の規定による届出の内容に変更があつたとき、又は休止した宿泊サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、宿泊サービスを休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出は、指定第1号通所事業所における宿泊サービスの開始等届出書(様式第4号)により行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日の前日において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正前の法第53条第1項本文の指定を受けて介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を行う者であつて、医療介護総合確保推進法附則第13条ただし書の別段の申出をしないものについては、省令附則第31条ただし書の規定により、平成27年4月1日から平成33年3月31日までの間、第1号訪問事業又は第1号通所事業を行う事業者として指定を受けた者とみなす。

附 則(平成30年告示第127号)

改正後の日立市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱の規定は、平成30年12月26日から適用する。

附 則（令和3年告示第55号）

改正後の日立市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱の規定は、令和3年3月26日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

受付番号	
------	--

指定（更新）申請書

年 月 日

日立市長 殿

所在地
申請者
名 称

介護保険法に規定する事業者に係る指定（更新）を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号				
申請者	フリガナ 名 称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー)				
	連絡先	電話 番号			FAX 番号	
	法人の種類			法人所轄庁		
	代表者の職・氏名・ 生年月日	職名	フリガナ 氏 名		生年月日 年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 ー)				
指定を受けようとする事業所	所 在 地	(郵便番号 ー)				
	名 称					
	同一所在地において行う事業の種類	実施 事業	指定申請をする 事業の事業開始 予定年月日	既に指定を受け ている事業 の指定年月日	既に指定を受け ている事業の指定の 有効期間満了日	様式
	訪問型サービス (第1号訪問事業)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	付表1
	通所型サービス (第1号通所事業)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	付表2
	介護保険事業所番 号					(既に指定を受けている場合)
	指定を受けている他市町村名					
医療機関コード等						

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄は記入しないでください。
- 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するものに「◎」を、既に指定等を受けているものに「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業等の開始予定年月日を記入してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記入してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記入してください。
- 8 付表1及び付表2については、市長が定める様式書類を使用してください。

様式第2号（第5条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

日立市長 殿

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号										
指定内容を変更した事業所		名称										
		所在地										
		連絡先	電話番号									
			FAX番号									
事業の種類												
変更があった事項						変更の内容						
1	事業所の名称	(変更前)										
2	事業所の所在地											
3	申請者の名称											
4	主たる事務所の所在地											
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名											
6	申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）											
7	事業所の建物の構造、平面図等	(変更後)										
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所											
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所											
10	運営規程											
11	事業所の種別											
12	その他の事項											
変更年月日						年 月 日						

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

3 1、2、7及び9から11までの事項の変更の場合は、指定を受けた際に申請書に添付した付表を、変更があった事項を修正の上添付してください。

4 8、9及び12の事項の変更の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務の形態に関する書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

日立市長 殿

所在地
届出者 名称
代表者氏名

廃止・休止をします
次のとおり事業の
再開をしました
ので届け出ます。

	介護保険事業所番号										
廃止・休止・再開の事業所	名称										
	所在地										
	連絡先	電話番号									
	FAX番号										
事業の種類											
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開										
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日										
廃止又は休止の場合の理由											
廃止又は休止の場合の現にサービスを受けている者に対する措置											
休止の場合の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで										

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務の形態に関する書類を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

指定第1号通所事業所における宿泊サービスの開始等届出書

年 月 日

日立市長 殿

所在地
届出者 名称
代表者氏名

次のとおり宿泊サービスの 開始・変更・再開・休止・廃止 について届け出ます。

事業者	フリガナ 名称			事業所 番号						
	フリガナ 代表者氏名			連絡先						
	所在地									
宿泊サービス	利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日
	提供時間	～	その他年 間の休日							
	1泊当たりの 利用料金	宿泊		夕食			朝食			
		円		円			円			
人員	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数	人	時間帯での増員	夕食介助	～				人	
	配置する職員の保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者（ ）								
宿泊室	個室	合計	床面積							
		室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	個室以外	合計	場 所	利用定員	床面積	プライバシー確保の方法				
		室		人	m ²					
				人	m ²					
				人	m ²					
	人		m ²							
消防設備	消火器	有 ・ 無		スプリンクラー設備			有 ・ 無			
	自動火災 報知設備	有 ・ 無		消防機関へ通報する 火災報知設備			有 ・ 無			

様式第1号（第3条関係）

（令3告示55・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平30告示127・全改、令3告示55・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（令3告示55・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（令3告示55・一部改正）